

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制(一)

——細川氏を中心に——

吉 村 豊 雄

はじめに

- 一、大名権力の創出と家臣編成
 - (一)原基的家臣の形成
 - (二)桂川西地「二職」と在地編成
- 二、領国体制の成立と権力構成
 - (一)織田政権末期の権力構成
 - (二)領国体制の成立と家臣団編成
- 三、藩制初期の家臣団編成
 - (以上、本号)
 - (以下、次号)
- 四、初期知行制の展開と構造
- 五、撫高知行制の確立

おわりに

はじめに

細川氏は、室町幕府の管領細川氏の流れをくみつつ、中央（統一）権力によつて大名として創出され、中央政局の変転する過程で自らの権力構造をつくり上げ、ついには徳川政権のもとで將軍家をして「御譜代同前」といわしめる幕藩関係を構築するに至つてゐる。

小稿の課題は、こうした幕藩制成立期の政治変動に対処しつつくり上げられた細川氏の権力編成の特質を、家臣団編成と知行制の側面から明らかにすることにある。その際に権力編成の政治的画期として注目したいのは中央権力による二回の「国替」と当主（藩主）の「代替」である。細川氏が中央権力の変動に対処しつつ、「国替」と「代替」を通していかなる権力編成をつくり上げたのか、以下検討していくことにしよう。

一、大名権力の創出と家臣編成

細川氏は織田政権のもとで「大名」として創出され成長をとげるが、その権力編成は大きく丹後「国替」をもつて二分される。まず本節では丹後「国替」以前、細川氏が山城勝龍寺城を根拠に地域的権力へと成長して過程をとくに家臣編成の側面から検討しよう。

(一) 原基的家臣の形成

山城勝龍寺城段階の細川氏の権力編成は、藤孝の中央における政治的位置によつて次の三期に分けることができよう。
(1) 将軍足利義輝の奉公衆としての時期（?～永禄八・五）、(2) 覚慶（義輝の弟、後の足利義昭）擁立を図り、將軍となつた義昭の側近として動きつつ、次第に信長との結びつきを強めていく時期（永禄八・五～元龟四・天正元・七）、(3) 信長によって桂川以西の「一職」支配が認められ、地域的権力に成長する時期（天正元・七～同八・八）、以上の三期である。

さて、藤孝の権力編成というべきものがある程度はつきりしてくるのは信長上洛後に勝龍寺城を回復してからのことであり、それ以前の状態についてはよくわからない、そもそも藤孝の出生についても種々の異説がある。とりあえず細川氏の家譜『綿考輯錄』によると⁽¹⁾、藤孝（幼名万吉）は天文三年（一五三四）足利一二代将軍義晴を実父として誕生するが、義晴側近の三淵晴貞（和泉半国守護細川元有の二男）を養父として育てられ、後に細川元常（足利義満期の管領細川頼之の弟頼有の流れ、細川元有の嫡男、三淵晴貞の実兄・和泉国守護）の「養子」となつて⁽²⁾いる。天文十五年（一五四六）足利義晴の子義藤（後の義輝、藤孝の異母弟）が将軍となり、万吉も新将軍の諱字が与えられ、細川与一郎藤孝と名乗り義輝に近侍するようになる。

藤孝は将軍義輝時代の有力奉公衆であるが、当時の細川氏は和泉守護の実權も形骸化し⁽³⁾、京都南郊の勝龍寺城を根拠とする在地領主的な状態にあつたとみられる。もっとも現在のところ義輝時代の藤孝と勝龍寺城との直接的な関係を示す確実な史料は見い出し得ない。『綿考輯錄』によると、その勝龍寺城も永禄八年（一五六五）五月十九日に義輝が松永久秀・三好三人衆に殺害され、覚慶（のち義昭）とともに流寓する過程で三好勢に攻落され、三好三人衆の一人石成友通がこれを受け取つて⁽⁴⁾いる。

そこで次に(2)の将軍義昭の時期、藤孝が勝龍寺城を根拠に家臣団の中核的部分を組織する過程をみていく。この時期藤孝は、将軍直臣の中核をなす奉公衆の中でも、義輝殺後義昭を奈良一乗院から脱出させ、信長に飛びつけた功労者としてその中心的存在となるが、信長と義昭の対立から次第に義昭から離反し、信長に与するようになり、義昭から離反した幕府衆などを吸収し、家臣団の中核的部分を組織する。まず上洛直後藤孝のもとに集まつたものを確認しておこう。藤孝は永禄十一年九月の信長・義昭上洛に際して和田惟政と共に「公方方ノ両大將」となり、「二万ほど」の軍勢を率いたとされるが実態は不明である。上洛後藤孝は将軍義昭に許されて勝龍寺城に入り、京都南郊の乙訓地域を押さえた。入城当初の藤孝の軍勢構成の主たる人名をみると、大別して(1)細川家譜代老臣——有吉立言・斎藤元実、(2)旧室町幕府衆——沼

幕藩制成立期における大名の權力編成と知行制（一）

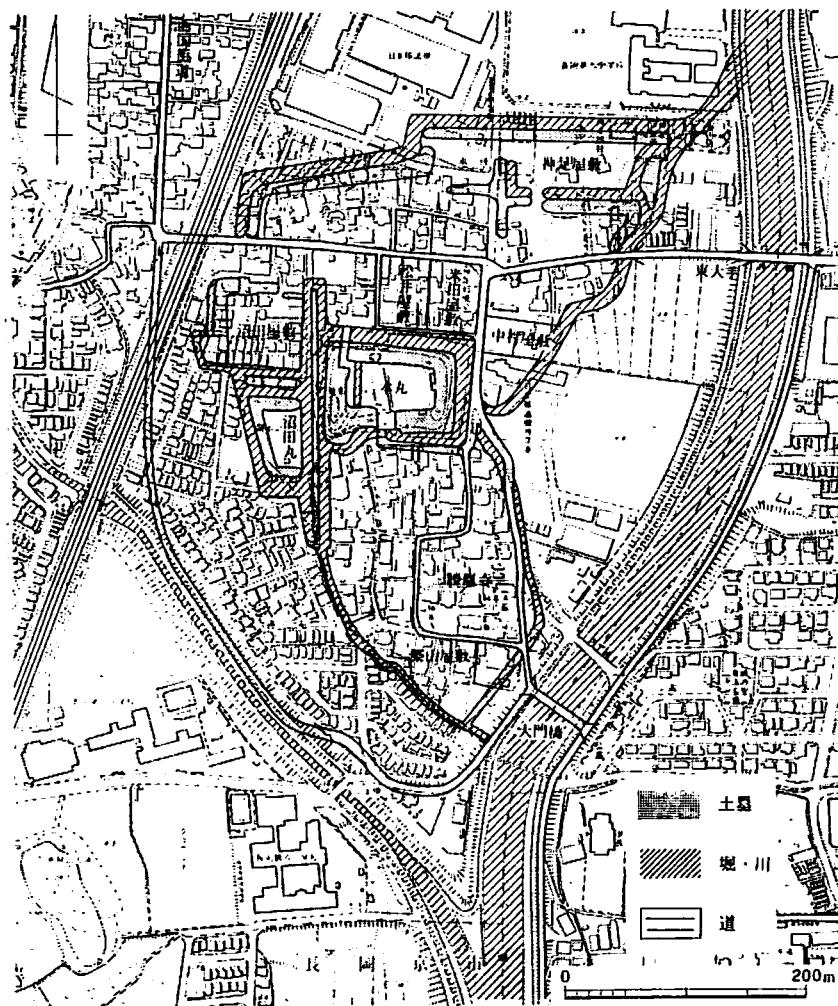
田清延・松井康之、(ハ)西岡（乙訓地域）の在地領主——志水清久・革島一宣・同市介、(ニ)その他、の四つに区分される。その他の青野元正・長須勝好・弓削則頼は、『綱考輯錄』によると、藤孝が永禄八年五月に勝龍寺城を離れる際に留守をまかせたとされる人物である^(ア)が、正確なことは不明である。西岡の在地領主との関係については後で検討することにして、ここでは勝龍寺城の絵図をもとに細川家臣の中核を構成する旧幕府衆の存在形態をみてみよう。現在永青文庫（熊本大学付属図書館寄託）には勝龍寺城および周辺（西岡）一帯を描いた絵図が三枚残されている^(イ)。いずれも江戸期の作と推測される。三枚のうち「山城国西岡御領知図」が最も精妙であり、明治十二年（一八七九）の大日本帝国参謀本部陸軍部陸地測量部の地図や大正十一年（一九二二）の京都市土木局都市計画課修正地図などともよく付号するようである。幸い長岡市埋蔵文化財センターが本絵図をもとに明治・大正期の地図、発掘調査（八八・五・八九・三）の成果などを参考に「勝龍寺城跡復元図」（図一）を作成しておられるので、これをもとに家臣の存在形態を検討しよう。

それによると勝龍寺城は本丸・沼田丸といった主郭部分に沼田・松井・米田・中村の「屋敷」が隣接し、広く神足・築山の「屋敷」を包摂する形で成り立っている。このうち神足・築山両氏は西岡の在地領主と考えられ、現在も地名として残っている。神足氏はいわゆる西岡被官人の一人^(ア)であり、築山氏については不明な点も多いが義晴・義輝代の奉公衆と考えられる。『築山家由緒』によると、築山貞俊は将軍義晴の命で後述の沼田光兼とともに妊娠の藤孝母に付けられ、また貞俊の室が光兼の子女であることからみて細川・沼田氏との密接な関係がうかがえる。神足氏も永禄・天正年間の史料を欠いており、藤孝との関係はよくわからないが、神足屋敷はほぼ神足城に相当するものを考えられている。神足城は天正元年（一五七三）七月足利義昭の宇治植島挙兵に際して信長勢に攻落されたとも伝えられる^(イ)が、真偽のはどは別にして絵図では「神足屋敷」の外堀と勝龍寺城の内堀は結ばれており、勝龍寺城は「南北三百間、惣坪数四千坪余」（勝龍寺図）といわれる「神足屋敷」（神足城）を郭内に編入するような形をとっている。両氏とも後に細川家臣となっている。

次に本丸・沼田丸を囲繞する形で「屋敷」をもつ家臣の性格を考えてみよう。このうち「中村屋敷」は藤孝の嫡男忠興

図1 勝龍寺城の縄張想定図

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）



註 長岡市埋蔵文化財センター編『勝龍寺城』151頁による。

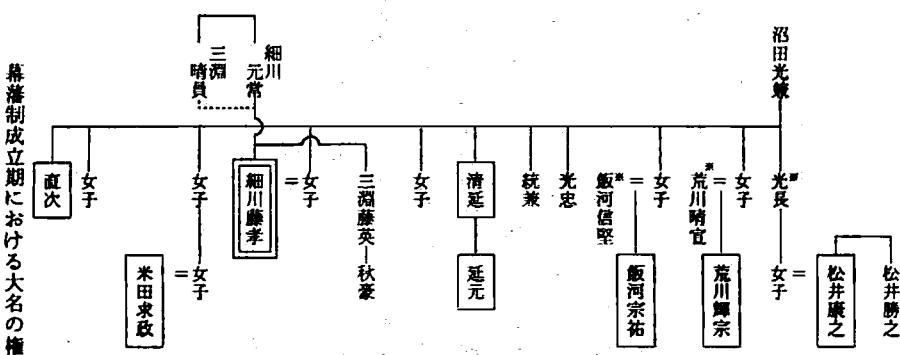
幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

が養育された中村新助の屋敷であり、後の新助の知行が二〇〇石であることからみてもさしたる存在ではない。恐らく藤孝の譜代筋の者であろう。注目されるのは細川家臣の中核となる沼田・松井・米田の「屋敷」の存在である。後に松井・米田と共に世襲三家老を構成する有吉氏の屋敷はない。有吉氏は細川元常（藤孝養父）代の「長臣」であり、沼田・松井・米田の三氏が勝龍寺城に「屋敷」をもらってとどまるまで譜代筋家臣の中心であったとみられる。その意味で沼田氏ら三氏が青龍寺城（本丸）に隣接して「屋敷」をもち定着したことは細川氏の家臣構成に新たな段階を画することになる。とくに「沼田丸」・「沼田屋敷」に示される沼田氏の存在は格別の意味を有している。

沼田氏は若狭国遠敷郡熊川城を根拠とする在地領主であり、光兼は奉公衆として将軍義晴・義輝に仕え、「沼田家記」によると、藤孝妊娠の時に付けられて補育し、その後義晴の命で娘（後の光寿院）を藤孝に嫁つがせている。藤孝は天正元年（一五七三）七月に西岡の「一職」支配を認められたのを機に西岡の旧名にちなみ姓を細川から「長岡」に変えているが、すぐ後に沼田氏も長岡の姓を名乗つており、「沼田丸」の存在といい細川氏との濃厚な血縁的紐帯を感じさせる。そこで図二に示した沼田光兼の子供を中心とする族縁関係をみてみよう。光兼には確認し得るところ六男五女の子供がいるが、彼らは足利将軍家・細川家あるいは松井・飯河・荒川・米田といった幕府衆と濃密に結びついている。すなわち嫡男光長・三男統兼・四男清延はともに将軍義輝代の『永禄六年諸役人附』にその名が確認され⁽¹³⁾、嫡男光長は妹聰・娘聰の荒川晴宣・飯河信堅・松井勝之とともに義輝生害時に討死しており、沼田氏が義輝の有力側近の一人であったことをうかがわせる。「沼田丸」は若狭熊川を本貫とする沼田氏の京都における活動拠点であったと思える。将軍義輝代の細川氏にとつて沼田氏とその族縁関係が最大の後援勢力であったはずであり、彼らは義輝生害によって領主的基盤を失うような打撃をうけ、次の義昭代には藤孝のもとに集まり、細川家臣の中核を構成するに至ったものと考えられる。

その意味で「松井屋敷」・「米田屋敷」の成立時期は注目されるが、それは上洛の翌年あたりに設定し得る。たとえば『綿考輯錄』によると藤孝は永禄十二年に松井康之に「屋敷」と「賄料」を与えて「客分」待遇⁽¹⁴⁾とし、沼田光長の娘を自

図2 沼田氏を中心とする族縁的関係



註. 永青文庫蔵「沼田家系図」その他による。
※印は永禄8.5.19將軍義輝生害の時の討死者
内は、細川家臣となつた人物。

分の養女としてめあわせて いる。康之が兄勝之討死後藤孝の手に属したのはもとを離れ藤孝を頼つて いる。求政は上洛後義昭から従五位下老守に叙任されて いるように義昭擁立に功があつたからであろう。またこの年米田求政も義昭の許を離反して いる。求政が藤孝を頼つたのはすでに藤孝には義昭と一線を画し、信長に傾斜するような動きがあつたからであろう。いずれにしてもここに沼田・松井・米田・有吉といふ後に「長岡」姓を名乗る準一門の四家が揃つたわけであり、細川家臣の中核的部分が形づくられた点で注目しておきたい。

(二) 桂川西地「一職」と在地編成

細川氏は天正元年（一五七三）信長方についた恩賞として桂川以西（＝西岡、山城國乙訓郡、葛野郡の一部）の「一職」支配が認められ、地域支配権力として成長していく。ここでは西岡の在地領主志水・革島両氏との関係を検討し、細川氏が地域的権力として成長していく過程を明らかにして いこう。

まず桂川西地「一職」が認められる以前の藤孝と志水・革島両氏との関係をみておこう。兩者はともに義昭入京前後から藤孝の手に属しているが、後に家臣化する志水氏と細川氏の丹後国替に従わず 在地にとどまる革島氏とは藤孝との関係もおのずと性格を異にしている。

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

志水氏は『先祖附』によると祖志水対馬守の代に山城国綾喜郡八幡山下南志水に住し志水と名乗っている。対馬守嫡男清久は近江守護六角義賢に属して「所々」にて軍功をあげており、伝存文書の中に義賢から清久に出された「勝龍寺表」の軍功に対する感状と、「志水知行分一円并同名与力被官人寺庵等」の領知を認めた書状が残されている。⁽¹⁾ 時期は共に六角義賢が一時京都を占拠する永禄四年（一五六一）から翌年にかけての頃と推定される。また義昭入京の直前の永禄十年（一五六七）十月には細川晴元の残党・薬師寺弼長が清久を「一絞」⁽²⁾ となし、西岡の在地領主高橋氏の「跡職」を与えており、書状の宛所も薬師寺雅栄助となっている。こうした永禄期の「志水知行分」・「西岡高橋跡職」の実態は不明であるが、六角方に与し、没落氣味の薬師寺氏から一門として遇せられていることからみても、志水氏は反三好的動きをとる在地領主であつたとみられる。藤孝は、入京後の永禄十二年正月、清久に対し、「知行分等之事、今後不可有別義之条、御出張之刻可被馳參之段肝要之旨」との將軍義昭の意向を伝え、幕府側に属するよう働きかけている。⁽³⁾ こうして義昭の「知行分等」の安堵を得た清久はこの後將軍方として動き、義昭に従つて宇治櫻島城にこもり、「浪人」となっている。⁽⁴⁾

一方革島氏は鎌倉前期、二代義安の時山城国葛野郡革島南庄の下司職に任せられ、室町期には西岡中脈被官人の一員として革島南・北庄を拠点に在地領主として所領を拡大している。その後永禄八年（一五六五）將軍義輝が三好・松永に殺害された時三好三人衆の一人岩成友通に追われ、丹波に移住し、革島には三好方の鶴冠井氏が入つて支配した。革島一宣は信長上洛の時に義昭・信長方に加わり、「カイテヲ夜討ニシテ、革島ニ帰」り、その後信長より旧本領を宛て行われている。⁽⁵⁾ 次の史料は信長と將軍義昭との対立が決定的となる時期に出された信長朱印状⁽⁶⁾である。

其方進退之事、細川兵部大輔方令与力筋目、今以不可有相違候、陣參・普請已下速可相談事、簡要之状如件

元龜三

九月三日

河嶋越前守殿

信長（朱印）

信長は革島氏を入京時から藤孝の手に加えているが、ここに改めて藤孝方に「令与力筋目」であることを自覚させ、藤孝と「相談」して「陣参・普請已下」の軍役を負担するよう命じている。そして信長はほぼ一ヶ月後に革島氏に対し知行の「違乱」防止を確約する朱印状を出し、また使者に立った滝川一益が藤孝を難詰する書状を出している。⁽²⁾そこには京都情勢をにらんだ革島氏の「表裏別心」⁽³⁾の動きも想定され、革島氏に対する細川方の軍事統轄強化が革島氏知行に対する「違乱」行為を惹起させつつ進められていたことをうかがわせる。

そこで次に藤孝に桂川西地「一職」が認められた後の志水・革島両氏との関係を検討しよう。

今度被対信長被抽忠節候、誠神妙至候、仍城荔之内限桂川西地之事、一職ニ申談候、全領知不可有相違之状如件

元亀四

七月十日

細川兵部太輔殿

信長（朱印）

この史料は信長が藤孝に桂川西地「一職」を与えた朱印状である。周知のように信長は將軍義昭の追放によって將軍の守護補任権を奪い、麾下の部将に国・郡単位の「一職」支配を委ね、部将（大名）の地域支配権を基礎に制圧地域を拡大している。もつともこの場合の「一職」「領知」とはいかなる支配内容を意味するのか明確ではないが、むしろ「一職ニ申談候」というところに「一職」・「領知」権をもつ大名と在地諸勢力とのあいまいな関係が含意されていよう。脇田修氏の理解によると、「一職」支配とは、守護権を継承する地域支配権であり、地域内の武士（在地領主）に対して軍事統率権を有し、信長の代官として知行宛行権を行使し得るもの、あくまで与力として付せられており、主従関係に組入れる権限は付与されていなかつたことになる。⁽⁴⁾こうした大名の「一職」支配は在地に対する現実的支配の進展によって質的に変化していくが、いずれにしても藤孝は、「城荔之内限桂川西地」という明確な地域を「一職」という一種の公権によって「領知」し得る立場に立つたことは確かである。そこで次に藤孝に桂川西地「一職」が認められた直後の志水・革島両氏

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

との関係を示す史料をあげよう。

(1) 今度、限桂川西地一職、為信長被仰付候、然者志水儀為本地由候間、一円申付候、全領知可抽忠節事肝要候、仍状如件

八月一日
〔天正元年〕

志水雅樂助殿

長岡
藤孝（花押）

(2) 今度、限桂川西地一職、為信長被仰付条、千代原并上野、但除東寺分、進之候、被全領知、弥可被抽忠節事肝要候、

仍如件

天正元
九月十四日

革嶋市介殿

長岡兵部大輔
藤孝（花押）

この二点の史料は、「一職」支配のもとでの知行給与の事例として注目される。まず(1)は、藤孝が將軍義昭挙兵に従つて牢人となつた志水清久の西岡の旧知行を、「本地」たる由とて一円領知を認めたものである。志水氏の「本地」が先の「志水知行分」、「西岡高橋跡職」とどのように関係するのか明らかではないが、清久牢人後嗣所地となつた「本地」を同人に還付したのであろう。その際に信長から別途志水氏に対し本知還付の手順がとられたとは考えがたい。志水氏は藤孝から「本地」安堵をうけており、それが志水氏家臣化に直結したものと考えられる。信長入京時に「与力」として藤孝に付けられ、信長から本知を宛て行われている革島氏と、藤孝に本知を還付せられた志水氏とでは藤孝との主従関係に違いを感じるのは当然であろう。次に(2)は、藤孝が革島秀存（一宣嫡男）に「千代原并上野、但除東寺分」の地を宛て行つたものである。「千代原并上野」は室町～戦国期に史料的に確認される千代原莊・上野莊（現京都市西京区）をさすものとみられる。千代原莊は革島莊のすぐ北、そこから南東一・五～一キロぐらいに上野莊が位置する。両莊についてはわずかに寛正

二年（一四六一）の東寺と宝寿院（天童寺の塔頭）の相論文書によつて宝寿院領千代原莊、東寺領上野莊の存在が知られる程度である。東寺と千代原莊との関係については不明であるが、(2)にみる限り「東寺分」は「千代原并上野」両莊にまたがつてゐるようである。革島氏に対する「千代原并上野、但除東寺分」の宛行は、西岡「一職」支配による地域内の寺社本所の所領安堵に基づくものとみられる。藤孝による寺社本所の所領安堵の一例として、たとえば清和院領富坂莊についてみると、

今度限桂川西地一職、為信長雖被仰付、富坂庄内御当知行分事御理条、不混自余令用捨候、如在々可被全院領事(註)と、富坂莊（現京都府向日市）を清和院の「当知行」であるとして安堵している。清和院は永享二年（一四三〇）二月一二日足利義教から富坂莊を寄進されているが、常勝院と領有関係をめぐつて相論をくり返している。信長は永禄十二年四月の朱印状で清和院に対し「城州西岡富坂并類地末寺等之事」を安堵(註)しており、藤孝もこれをふまえて安堵したものであらう。その際に先の「千代原并上野」（千代原・上野両莊）が東寺分を除いて革島氏への宛行対象となつてゐるようだ。藤孝は地域内の寺社本所領を安堵する過程で京郊莊園の複雑な入組状態を「当知行」原則によつて整理し、安堵対象から外れた土地はひとまず自らの「領知」下に置いたものとみられる。革島氏に与えた「千代原并上野、但除東寺分」は東寺に当知行分を安堵し、これ以外を整理・没収して革島氏に宛て行つたものであろう。

以上のように藤孝は桂川西地「一職」が与えられたことで該所地を押え、「当知行」原則によつて莊園領などの領有関係の整理・安堵策を推し進めた。そして闕所地、あるいは整理・没収した土地、さらには後の物集女氏討滅にみるような在地領主の軍事制圧を通して「領知」下に置いた土地をもとに西岡の在地領主と知行関係をとり結び、さらに勝龍寺城に集まつてゐる家臣とも知行関係の端緒を確定したものと思える。家中『先祖附』をみる限り松井・米田・沼田といった「客分」的家臣、有吉氏のことき譜代筋の重臣に知行が宛て行われた形跡はないが、この時期にはなにがしかの知行給与がなされていいたとみる方が自然であろう。

さて細川氏はこうした「一職」支配を基礎に次第に地域的権力としての内実を具備するようになる。次の史料は地域内

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

の在地領主の相論に対し上級の支配権力として調停せんとしたものであり、細川氏内部の権力組織の形成も認め得る。

敬白起請文事

右意趣者、大岡与革嶋境目事、双方御存分相紛間、以各愚意加異見可相済候、不含私曲處者日本國中大小神祇、殊八幡大菩薩并面々氏神可罷蒙御罰也、雖然各不及分別時藤孝江得御意、以奉行法度上可申究者也、仍起請文如件

天正參年 長岡権介

六月九日 直次（花押）

松井甚介

康之（花押）

志水雅楽助

清久（花押）

毛利六大夫

勝次（花押）

上原左衛門大夫

之能（花押）

三上兵衛

友清（花押）

米田壱岐守

求政（花押）

革嶋市介殿

まいる

この史料は、細川氏の家臣（奉行人）七名が革島氏と大岡某との境目相論を調停すべく革島氏に宛てた起請文であり、双方に対し私曲を含まないことを連署して起請すると共に、双方調停に納得しない時には藤孝の「御意」を得て「法度」を申し究めるとしている。本文書の内容で注目したいのは次の二点である。第一に、細川氏が在地領主の相論を調停する公的権力として存在していることである。それも双方「分別」に及ばない時には「法度」をもって決着させるというようになりの絶対性をもつ公的権力として在地領主間に存在している。そこには藤孝と連署の家臣との間に権力組織といるべきものが形成され、藤孝の「御意」を得て示せられる「法度」が当事者の「理運」^(註)をこえて在地領主間の相論を解決し得るような地域的権力としての内実を高めつつあったことをうかがわせる。

第二の点はこの細川氏内部における権力組織の成立についてである。まず連署者のうち沼田直次が「長岡」姓を名乗っている点に注目したい。藤孝は信長より桂川西地「一職」を与えられたのを機にこの「長岡」の姓を使用しており、沼田氏は細川（長岡）一門として遇されていることを意味する。沼田丸を擁する沼田氏はこの時期の最高重臣といるべき存在であろう。また藤孝から本知を還付された志水氏、勝龍寺城内に「屋敷」をもらい客分としてとどまっていた旧幕府衆の松井・米田両氏も家臣となり奉行人の列に加わっている。毛利・上原・三上の三氏は本文書にのみみえる人物であり、前四氏と同格ではあるまい。沼田・松井・米田・志水の四氏はいわば年寄衆的なものを構成する存在でなかつたかと想像される。藤孝にはすでに天正三年三月二十三日に来秋の「大阪合戦」に備えて「丹州舟井・桑田兩郡之諸侍」を与力として動員し得る権限を与えられ、軍事統率し得る家臣規模も拡大しており、沼田・松井・米田・有吉を中心的家臣として位置づけ、彼らを中心に丹波にまで拡大した軍事動員を支える権力中枢が組織されていたとみられる。また同年十月頃に、藤孝が自分の軍事統率に従わない在地領主集女忠重を信長に重々断つた上で殺害したことは西岡の在地勢力に対する軍事統率権掌握の画期をなすものであろう。こうしたことからみても細川氏が織田政権のもとで急速に桂川西地を「領知」する大名としての権力編成を組織しつつあつたことを認めることができる。

以上本章では、細川氏が足利義昭擁立を通じて信長に結びつき、義昭から離反する過程で幕府衆を中心に家臣の中核的部分を組織しつつ、信長から与えられた桂川西地「一職」を通じて在地編成を強化し、地域的権力へと成長していく過程を明らかにした。

註

(1)『編考輯錄』一、三九頁。

(2) 細川元常の家系は足利義満期の管領細川頼之の弟頼有を祖とし、頼有の子頼長以降、持有・教春・常有・政有・元有と代々和泉半国守護に補せられており（上守護家）、細川管領家とその一門が次々に没落し去っていく中でこの和泉細川氏だけがわずかに命脈を保つ。上守護家最後の元常は永正年間（一五〇四～二一）管領細川家の内訌に際し澄元方に属して高国と戦い、一時（永正五年から同七年十一月の間）守護職を罷免されたことは確実であるが、天文元年（一五三二）には晴元に属して将軍義晴とも和睦し、晴元政権のもとで和泉一国の守護となり、天文二十三年（一五五四）に死ぬまでその任にあつた（今谷明『守護領国支配機構の研究』二三九～二四一頁）。元常が藤孝を「養子」としたのは將軍義晴＝晴元政権との何らかの政治的妥協に基づくものではないかと考えられる。

(3) 将軍義輝と藤孝の関係を示す確實な史料の初見は『言繼卿記』永禄二年正月四日条である。この日大納言山科言繼邸に正月の礼のため伺候した一人として「奉公衆（細川兵部大輔）」の名がある。また義輝代の『永禄六年諸役人附』に御供衆としてその名が記され、『言繼卿記』によると永禄六～八年には御側衆として將軍に近侍し、永禄八年四月五日に義輝は「細川兵部大輔藤孝館」を訪れている。

(4) 藤孝の養父元常は天文二十三年に死ぬまで和泉一国の守護であったが、『寛政重修諸家譜』によるとその晩年は「三好長慶等が逆乱により、義晴・義輝所々に營をうつさるのとき、元常これにしたがひしばしば軍功あり。このとき累世の所領三好等がために押領せられ、わづかに山城国西岡^{西岡ノ地}を領し、青龍寺城に居す」とある。また細川氏の菩提寺建仁寺塔頭永源庵の記録『永源師檀紀年錄』（永青文庫蔵）には「同年八月廿日、三好方ノ諸将泉州ヲ巡見シテ一國平均ニ押領ス、是以扇形ノ領地及当庵領永ク貢物ヲ闕ク」と書かれている。藤孝の代には和泉国との関係も最終的に絶えたようである。

『編考輯錄』一、三五頁。

『多聞院日記』二、九二頁。

『編考輯錄』一、三五頁。

(8) (7) (6) (5) (4) (3) ①「山城国西岡御領知之地図」、②「青龍寺御城之図」、③「勝龍寺図」の三枚。絵図としての精巧さは①②③の順であり、①が最も新しいと推測される。③には「神足又兵衛持伝図」の裏書きがあり、また山崎の天王山の個所に「五十年余以前細川丹後守御參府之節山崎勝龍寺被透御監候事」との書きがある。細川丹後守とは宇土支藩主細川行孝（正保三年分知、元禄三年死去）のことである。

あり、おおよその作成時期は推定されよう。

西岡被官人については上島有『京郊庄園村落の研究』第七章に詳しい。

長岡京市教育委員会編『勝龍寺城跡調査概要』(長岡京市文化財調査報告書) 五二頁。

永青文庫蔵『有吉家旧記抜書』。

『言繼卿記』に散見される。

『群書類從』 雜部。

『沼田家系図』(永青文庫蔵)に「彼余党攻熊川城焼之、妻子自殺、宗器悉焼失」と記され、松井氏の場合「松井・大物の両城は敵に奪へれ士卒は分散して行方しれず」(『紹考輯錄』一、三二頁)と書かれている。

『紹考輯錄』一、三三頁。

永青文庫蔵『松井家先祖由来附』一。

『紹考輯錄』一。

「志水清矩家文書」一・四(『長岡京史』資料編二に所収)。

「志水清矩家文書」一一。

「志水清矩家文書」一二。

「志水清矩家文書」一六。

革島氏については、脇田修『織田政権の基礎構造』第二章第二節、田端泰子「中世後期畿内土豪の存在形態」(『戦国大名論集』

5所収)に詳しい。

『革島家文書』三。

『革島家文書』四。

『革島家文書』二〇九。

『革島家文書』一八。

脇田修前掲書 第三章第一節。

『志水清矩家文書』一三。

『革島家文書』八。

「東寺百合文書」(『角川日本地名大辞典』京都府上巻、「千代原莊」の項)。

脇田修前掲書、一二〇頁。

永青文庫蔵『細川家文書』。

『革島家文書』一二。

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制(一)

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

二、領国体制の成立と権力編成

細川氏は織田政権のもとで山城国西岡の地域的権力として成長し、さらに信長による丹後「国替」と本能寺の変後の政治変動を通して領国体制を構築し、「羽柴」・「豊臣」姓の豊臣大名に成長する。本章では織田政権による「国替」と、本能寺の変直後の藤孝一忠興の代替わりに着目しつつ、丹後における細川氏の権力編成の特質について検討したいと思う。

(一) 織田政権末期の権力構成

細川氏入国直前段階の丹後情勢については守護一色氏に関する史料・記録が大永年間（一五二一一二五）以降途絶しており、正確なところはわからない。五〇年余にわたる史料・記録の途絶は一色氏の在地支配の混乱、政情の不安定をうかがわせる。丹後の状況が比較的明らかになるのは天正三年（一五七五）頃からである。この年の六月明智光秀は丹波・丹後の攻略を命じられ、以後丹波を中心に攻略を開始する。まず注目したいのは『信長公記』の次の記事である。

惟任日向守直ちに丹波へ相勧くべきの旨に候

一、丹後國、一色殿へ参られ候

一、丹波國、桑田郡・舟井郡、細川殿へ進めらる

同書は記録物ながら史料的確度は比較的高いとされている。この記事は、信長が越前一向一揆鎮圧直後の天正三年九月、越前・丹波・丹後・播磨の大名統治について指示したうちの丹波・丹後の分である。まず丹波については明智光秀に平定を命じ、桑田・舟井二郡を「細川殿」に与えている。前述のことく藤孝は同年三月二十一日付朱印状にて信長から「丹州舟井・桑田両郡之諸侍」の与力動員を認められており、この「細川殿」を藤孝とみなしたものなるが、信長は藤孝に敬称を用いるような関係はない。³⁾「細川殿」とは細川右京大夫昭元（晴元子）あたりを想定するのが妥当であろう。次に「丹

後國、一色殿へ参られ候」という記事の意味であるが、常識的には「一色殿」に丹後「一職」を与えた、丹後守護としたと解するのが妥当である。『信長公記』によると、「一色殿」(一色五郎)は越前一向一揆の鎮圧に際して、「丹後より働くの衆、一色殿、矢野、大島、塙井、数百艘相催し、幡首打ち立てく、浦々湊々へ上り、所々に烟を挙げられ候」というよう舟手を送つて信長に加勢しており、こうした織田政権との結びつきによって丹後「一職」(守護)としての立場を認められたものと推測される。

では一色氏が丹後「一職」を認められたことと細川・明智勢による丹後攻略、細川氏の丹後入国はどう関係するのか。前述したごとく明智光秀による丹波・丹後攻略は天正三年頃に始まるとしているが、容易に丹波の在地勢力を服属させ得ず、同七年にかけての光秀の攻略は丹波に集中している。丹後について信長は中世以来守護家筋たる一色氏にひとまず「一職」を認め、当面一色氏による丹後国人・土豪層の服属化を目指したものと推測される。そして『綿考輯録』によると、細川・明智勢による丹後進攻は天正七年七月に本格化したようであり、弓木城の一色五郎(義有)を中心とする一方の諸城砦を攻撃し、五郎を「降參」させ、敵対する諸城を攻落し同年十月に藤孝は安土に上ったとしている。『信長公記』によると十月二十四日に光秀は安土城にて信長に丹波・丹後の平定を報告しており、丹後攻略がある程度進んだことを想像させるが、軍事制圧された丹波⁽⁶⁾に比して丹後ではその形跡は少ない。一色氏が細川・明智勢の進攻にある程度敵対したのは事実であろうが、信長は明智光秀あたりを通して一色方との妥協策を講じたとみられ、明智・細川勢力による丹後攻略は基本的には一色氏との妥協によって一応の終熄をみたものと思える。

かくして天正八年(一五八〇)八月、藤孝は丹後國の「一職」支配が委せられたようである。すなわち『兼見卿記』天正八年八月六日条に「飯川治部入道書状到来云、今度丹後國長岡兵部大輔ニ被仰付候⁽⁷⁾也」とある。丹後國を「仰付」らるとは丹後一国の「一職」支配が藤孝に委せられたものと解してよからう。藤孝は天正八年八月初めに入国し、ひとまず宮津近郊の八幡山城に入った。入国後まず居城とする宮津城の普請を急ぐと共に、国人・土豪層の服属化を求めたようであ

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

り、藤孝のもとに出向かない吉原西雲を「依野心相動」とて討滅している。吉原氏は丹後最大の山城とされる中郡吉原山城（峰山城）の城主であり、丹後守護一色氏のもとで勢力を伸した有数の国人領主である。同城は後に忠興の弟興元が置かれ、宮津・田辺・久美の三城と共に細川氏の領国体制の拠点となつたところであり、細川氏による国人・土豪の服属化も明智光秀の助勢と一色氏との妥協のもとである程度進みつつあったことを想定させる。そして信長は後述のごとく藤孝入部から七ヶ月後の天正九年三月五日、丹後「領知方」⁽¹⁾統治方針を示し、ついで勝龍寺城預りの松井康之から同城を接收し、「永岡知行分改め」⁽²⁾を命じている。ここに細川氏は旧領を完全に離れ「国替」を完了することになる。

そこでこの時期の権力編成について検討し、丹後制圧の状況をうかがってみよう。この時期の細川氏の権力編成は細川直臣、一色氏とその重臣とされる矢野氏、丹後の国人・土豪層、以上三者との関係において検討される必要がある。まず細川家直臣の主体は「国替」に伴い山城勝龍寺から丹後に移動した後に「青龍寺以来」と称される家臣であるが、その後断絶した家も多く、慶安三年（一六五〇）まで存続した家臣は二七家である（分家は除く）。二七家の構成上の特徴をみると、(イ)別格的な松井・有吉両氏を除いて、(ア)有吉氏の外に譜代筋の家臣はない、(イ)西岡の在地領主志水氏・神足氏が国替に従つてゐる、というような点を指摘できよう。『先祖附』にみる限りこれらの家臣に本格的な知行宛行がなされた形跡は認められない。細川氏は丹後国替によって家臣関係を明確化し、今後の軍事制圧の拡大によって「青龍寺以来」家臣との間に新恩に基づく本格的な知行関係をとり結ぶことが可能になつたのである。家臣編成における丹後国替の意味はまずここにある。

次に一色・矢野両氏および丹後国人・土豪層との関係について次に五点の史料をあげ検討することにしよう。

- (1) 丹後國領知方之事、國中無所残遂糾明、諸給人手前面々指出之員數無相違充行、於余分者其方任覚悟、軍役口下速可申付也

三月五日

信長（朱印）

長岡兵部太輔とのへ

この史料は前述したごとく藤孝入国後八ヶ月目の天正九年三月五日信長が示した丹後統治の基本方針というべきものである。意味するところは簡明であり、その要点は(1)「國中無所残遂糺明」＝國中總檢地の実施、(2)「指出」にもとづく「諸給人」（国人・土豪）の本知の安堵、(3)「知行分に応じた「軍役已下」の割当て、(4)「指出」を上回る檢地「余分」の取扱、ということになろう。いずれも細川氏の丹後統治の内実を根本的に規定する箇条である。そこでこの丹後統治方針がその後どのように具体化されたのかという点を含めて、半年後信長が丹後最大の在地勢力たる一色氏とその重臣矢野藤一郎の知行分・知行出分について指示した史料(2)～(5)について検討しよう。

(2)丹後国一色知行出来分事、預置惟任日向守可被相談、猶追而可申出候也

九月四日

信長（朱印）

長岡兵部大輔殿⁽¹⁾

(3)丹後国矢野藤一知行分事、最前申上員數四千五百石相渡候、殘分悉令進止、可抽戰功候也

天正九

九月四日

信長（朱印）

長岡兵部大輔殿⁽¹⁵⁾

(4)一色知行今度出来分、前後引合式万石之通以換地之員數引渡候、殘所長岡兵部大輔ニ可遣候也

天正九

九月七日

信長（朱印）

惟任日向守殿⁽¹⁵⁾

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

(5) 矢野知行今度出来分事長岡⁽⁵⁾ニ遣之候き、然而只今矢野因州面令在陣之条、無帰陣之間、強々上使等入置候てハ如何候之間、先令用捨、帰國時申付尤候、又矢野本地相治分事員數無相違郷切仕、無申事候様候て可然候、可成其意候也

九月十日

信長（朱印）

長岡兵部大輔殿⁽⁶⁾

惟任日向守殿

藤孝は、以上四通の朱印状が発給される直前に安土に上っている。『兼見卿記』天正九年九月五日条には、「藤孝自安土上洛之次第、今度丹後国⁽⁷⁾驗地之分悉被仰付之由雜談、殊更機嫌也」とあり、安土より上洛した藤孝が吉田神社の神官吉田兼見に今回の検地の出来分を悉くいただいたと上機嫌で語っている。つまり信長は安土に上った藤孝から「丹後国⁽⁸⁾驗地」の結果報告をうけ、ただちに(2)(3)の十月四日付朱印状を、ついで(4)(5)の朱印状を発給している。十月四日付の(2)(3)によると、矢野藤一知行分はすでに「四千五百石」と確定しているが、一色知行分については「検地」出来分をひとまず光秀に預けるように指示し、その確定に慎重を期しているようである。まず史料(2)(4)の九月四日、同七日付信長朱印状によると、一色氏（一色五郎）の知行分は次のように措置されている。細川氏は丹後統治の監督的立場にある明智光秀の立会いのもとで一色氏本領の「検地」を行っている。その際に一色氏側からも「指出」（所領目録）のごときものが出来分として出されているものと推測される。その上で信長は検地結果を所領目録を勘案して一色知行分を「二万石」と決定し、「検地之員數」をもつて同氏に「引渡」すと共に、光秀に預け置いた「出来分」を藤孝に与えている。一色氏本領が「検地之員數」をもつて「引渡」されている点が重要であり、藤孝に与えられた「出来分」は当然ながら一色氏本領の削減を意味している。次に史料(3)(5)の九月四日、同十日付信長朱印状によると、信長は、矢野藤一郎の知行も藤孝が「検地」をふまえて信長に申し上げた員数「四千五百石」を「相渡」すとし、「出来分」を藤孝に与えている。もっとも矢野は自下因州に出陣中であるので「上使」を入れることを控えよ、矢野の帰陣後「郷切」して申分なきよう本領を確定せよと命じている。信長としても藤

孝の丹後統治のためには一色・矢野両氏との妥協・連携が不可欠であり、両氏の本領安堵には細心の注意を払っている。

さて以上(2)～(5)四通の朱印状を通して注目される点はおのずと明らかであろう。何よりも一色・矢野両氏の本領に対し「検地」が行われている事実である。もつとも信長によつて確定された両氏の「二万石」、「四千五百石」という広大な本領がどのように「検地」されたのか、「二万石」、「四千五百石」の石高査定がどのようになされたのかといった肝心なところは不明であるが、細川氏が両氏の本領を「検地」し、「検地之員数」をもつて本領高を確定していること、そして両氏の本領の一部を「検地」出来分として「郷切」し削減していること、この等の事実に改めて注目しておきたい。この丹後最大の在地勢力である一色・矢野両氏に対する「検地」・本領確定の方式からみて信長が先の三月五日付朱印状で指示した丹後「諸給人」に対する統治方針は隣国丹波の明智光秀の助力を得ながら一国規模で徹底された可能性が高い。^(註)こうして藤孝は「検地」を通じて「諸給人」の本知安堵策を展開し、さらに「出来分」と闕所地などをもとに細川直臣に知行を宛て行い知行関係を整備したとみられる。

では、一色・矢野両氏の本領とはいかなる存在状態にあつたのか。そもそも「二万石」、「四千五百石」という本領規模は後の豊臣秀吉領知宛行状の「丹後一国領知高」一万七〇〇〇石の約二二・一%を占める。しかしながら本領の形態はおろか、一色氏の本拠さえよくわからない。細川氏入国後の一色氏（一色五郎）の居城について細川氏側の記録、あるいは『丹州三家物語』・『一色軍記』などは弓木城（現与謝郡岩滝町字弓木）としている。これが正しければ弓木城は宮津城から直線距離で約六キロ、細川氏と一色氏とはまさに至近の距離で対峙していくことになる。

先に信長が細川氏の丹後入国にあたつて一色方と何らかの政治的妥協を図つたことを想定したが、この点に関して俗書ながら次の『丹州三家物語』の記事は興味をひく。すなわち同書によると、細川氏の丹後入国にあたつて明智光秀が一色氏との間で条件をつめ、丹後の分割統治（中郡・竹野郡・熊野郡は一色殿、与謝郡・加佐郡は細川）^(註)と、一色氏の居城八幡山城の明渡し（奥丹後「手つかひ」のため弓木城への移動）とをとりまとめたという。この記事は一見全くの俗説の

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

ようにもみえるが、あながち根拠のないこととも思えない。というのは丹後の旧記類によつて細川勢による国人・土豪の城砦の攻略時期をみると、宮津から西側（加佐郡、与謝郡の宮津以西）では天正六・七年、宮津から東側・北側では天正十年というように落城時期は画然と区別される。⁽¹⁾ 天正十年とは一色氏族滅の年である。同年攻落の城砦の分布状態をみると与謝郡の弓木城一帯と竹野・中・熊野三郡に点在している。こうした城砦攻略の状況にみる限り天正七年七月に本格化する細川・明智勢の丹後攻略は丹波に隣接する加佐・与謝両郡に集中し、細川氏入国当初中・竹野・熊野三郡は「一色方」といえる在地関係にあつたことを推測させる。そして弓木城周辺に一色方の城砦が集中しているように細川・一色両氏はまさに至近の距離できびしく対峙する状況にあつたとみられる。そして丹波との国境では明智勢による押領・当知行化も顕在化する。本能寺の変は細川氏がこうした領国統治の障礙を解消していく上で最大の契機を与えることになる。

（二）領国体制の成立と家臣編成

次に細川氏が本能寺の変後の一色氏討滅によつて丹後の統治権的基礎を掌握し、豊臣政権下で支城制を軸とする領国体制を構築する過程を検討しよう。まず本能寺の変から一色氏討滅にいたる過程をこく簡単にみておこう。

さて藤孝は信長横死の事実を知るや嫡男忠興と共に剃髪し、家督を忠興に譲つて隠居する。もっとも藤孝（号・幽斎玄旨）は後継の立場を固めつつある秀吉に接触すべく国元を明けることが多く、実際に田辺に移るのは剃髪から約二ヶ月後、一色氏謀殺の頃と推測される。藤孝・忠興父子は明智光秀（忠興の岳父）を見限り秀吉に与する態度を固めると、光秀の領知丹波に攻め入り、明智方の丹後押領分を回復しつつその旨を秀吉に報じて自らの立場を証した。同時に領国内の不穏な動きに備えつつ、明智方に与する動きをとつたという一色方の矢野藤一郎を討ち取つてゐる。こうした細川父子の行動に対して、後継の立場を固めつつあった秀吉は起請文を送つて「身上」を保証し、今回の軍事行動の成果、つまり明智氏の丹後「押領分」・「⁽²⁾同家来當知行」・「⁽³⁾矢野分」を「新知」として宛て行つてゐる。ただその際に「但、松井⁽⁴⁾亦人數持

表1 天正17年豊臣秀吉領知宛行状の構成

	軍役人数	軍役高	無役高
細川忠興	3,000人	60,000石	24,700石
細川幽斎	1,000人	20,000石	6,000石
合 計	4,000人	80,000石	30,700石

註 永青文庫蔵

候様右之内三分一可被遣事」と、新知の三分の一を松井康之に遣わすよう命じてある。「三分一」という量的比重からみても松井氏が細川家臣の中で抜んでた存在となっていることを示している。秀吉としては細川氏の重臣松井氏と知行関係を取り結ぶことで細川氏の動きを掣肘するねらいがあつたものとみられる。

こうして信長が横死し、秀吉との関係が明確となつた今、藤孝・忠興にとって一気に解決すべきは一色氏の存在である。矢野藤一郎の討滅は一色方との軍事対立の始まりであり、細川父子が一色氏討滅の行動を起すのは時間の問題であつたらう。そしてついに天正十年（一五八二）九月一色五郎を宮津城にて誘殺し、居城弓木城を攻め落した。『綱考輯録』によると、一色討滅の翌月、天正十年十月、中郡峰山城（吉原山城）に細川興元（忠興弟）が、熊野郡久美城に松井康之が置かれている。前述したように丹後の旧記類によるところ頃奥丹後の中・竹野・熊野三郡の一色方の城砦が攻落されており、細川勢が一色討滅を機に奥丹後の一色方の諸城砦を攻落し、これらを「悉破却」して国人・土豪の在地基盤を解体しつつ、峰山・久美の両城を奥丹後の拠点としたものと思える。いみじくも『丹州三家物語』が一色氏討滅によって「国主と成給ふ」と書いているように、細川氏は守護家筋の一色氏とこれにつらなる在地勢力を制圧したことと統治権的支配の基盤をつくり出したといえる。そしてこの峰山城・久美城に隠居藤孝の田辺城が加わり、それぞれに城附の軍団が配され、城主の藤孝・興元・松井康之には広く一郡的規模の仕置権を認める形で丹後の領国体制はでき上がつたものと推測される。後述する小牧出陣に始まる豊臣政権下の大規模軍事動員がこうした支城制の整備を促したこととはいうまでもなかろう。

さて、こうした豊臣政権下における領国体制の到達状態を示すのが天正十七年九月二十七日の秀吉領知宛行状である。表1はこれを整理したものである。宛行状によると細川氏は「丹後

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

表2 天正12年小牧（青塚）陣の陣立

右 陣	松井自分・と共に 田辺衆	松井佐渡守康之
	米田自分・と共に 落合御鉄炮大将・と共に 佐川御馬廻頭・と共に	米田助右衛門是政 御鉄炮頭 落合左近 御番頭 佐川弥一郎
	本 陣	御側鉄炮 御小姓丸山与 御子小姓 御旗本 御子小姓 御子姓中嶋与 御側鉄炮
		御小姓頭 丸山左馬助
		御小姓頭 中嶋左近
左 陣	篠山御馬廻頭・と共に 荒川御馬廻頭・と共に 鍋子御鉄炮大将・と共に 玄蕃殿御自分・と共に 有吉自分・と共に	御番頭 篠山五右衛門 " 荒川勝兵衛 " 銚子数益介 西川与介 長岡玄蕃頭興元 有吉四郎有右衛門立行
	『綱考輯録』2.50頁による。	

註

なからう。
 次に豊臣政権下の家臣団編成についてみてみよう。豊臣期の史料はまことに乏しいが、ここでは小牧陣

「国領知高」一一万七〇〇石を「父子一職」に宛て行われ、表一に示すごとく領知高の軍役・無役の構成が数的に明示されている。「父子一職」とあるごとく秀吉の宛行対象には細川興元・松井康之のごとき細川一門・重臣は入っておらず、太閤蔵入地の規定もない。また無役高の領知高に占める割合は約二七・七%であり、たとえば豊臣取立大名の浅野幸長父子の約一三・三%（惣高二二万五〇〇〇石、太閤蔵入地一万〇〇〇〇石、無役高三万〇〇〇〇石⁽²⁾）と比べても無役の割合が

格段に大きい。忠興・藤孝の無役高

と蔵入地との関係は明示されていないが、無役高に近い蔵入地規模を有

していた可能性はある。大規模軍事動員が連続する豊臣政権のもとでこれだけの無役高を認められていたことは自らの権力基盤を拡充する上で

も大きな意味を有している。同時に明示された軍役人数を家臣団に課し、

知行関係を強化することで領国体制の整備が図られたことはいうまでも

表3 『古来番附』にみる細川一門・室町幕府出身者の演能状況

演能者名	演能回数	場所提供
長岡幽斎(藤孝)	25	
長岡忠興	86	
長岡興元	6	
長岡妙庵(幸隆)	22	
長岡蓮丸	5	
長岡茶知丸(与十郎)	84	
長岡孫九郎(三淵重政)	2	
沼田勘解由左衛門	5	
沼田藤左衛門	2	
沼田土佐守	9	
松井康之	2	1
松井禅門(興之)	12	1
米田助右衛門(是政)	1	1
米田藤十郎(貞正)	113	
米田与七郎(是季)	2	
一色一遊斎(藤長)	35	
一色又七郎(範勝)	7	
一色愛満	又七郎の幼名か	
長岡妙佐(飯河秋共)	46	
篠山五右衛門	4	1
小笠原少左衛門(少斎)	小笠原植盛の子	1
小笠原又六(長元)	小笠原少斎嫡子	
伊勢伝五	2	
矢嶋入道	6	
細川奥州	1	
大草与三郎	10	
大草与六郎(公信)	24	
大草三右衛門	1	
大草菊千代	10	

註 永青文庫蔵『古来番附』による。

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

（青塚在陣）時の陣立⁽²⁾と、演能番附書『古来番附⁽³⁾』をもとに検討しよう。

表二は天正十二年（一五八四）四月九日の小牧（青塚）在陣時の陣立を整理したものである。本陣立は後の「小田原御陳御當之図」とほぼ同一であり、「綿考輯錄」が「右御備小田原・葦山・勢州・泉州・紀州・薩州御陳共ニ大略同之」と記すように、豊臣政権下の大規模軍事動員の陣立が天正十二年の小牧出陣の時点でき上っている点にまず注目しておきた。一見して明らかのように陣立は本陣（忠興直属軍）、田辺衆（隠居藤孝の手勢）、四組の備組（先手）＝松井・細川興元・米田・有吉の「自分・与共」、以上六つの軍団より構成されている。忠興・米田は与謝郡宮津に、藤孝は加佐郡田辺に、興元は中郡峰山に、松井康之は熊野郡久美に、有吉立言は与謝郡安良（加悦）にそれぞれ居城しており、忠興および一門・重臣の居城体制がそのまま軍事動員の態勢となっていたことを物語る。隠居藤孝の場合、先の秀吉領知宛行状によると、「無役」知行六〇〇〇石、「軍役」一〇〇〇人分の知行（田辺衆）=隠居附家臣の知行）二万〇〇〇〇石が設定されたことになる。藤孝はこれらの知行を田辺を中心広く加佐郡レベルで設定され、かなり独自的な地域支配権を有していたとみられる。恐らく細川興元・松井康之・有吉立言なども「自分・与共」の知行を城領的形態で宛て行われ、興元・康之などはそれぞれ中郡・熊野郡で郡レベルの地域的支配権を認められていた可能性が高い。つまり豊臣政権下の丹後では宮津・田辺両城と各支城にそれぞれ軍団を分属させ、知行も城領的形態で宛てを行い、城主・城預りに郡レベルの地域支配権を与えて在地支配を強化しつつ、豊臣政権の大規模軍事動員に即応する領国体制がとられていたとみられる。小牧陣立はこうした領国体制がほんでき上っていたことをうかがわせるものである。

次に演能記録『古来番附』をもとに天正後期・慶長初年の家臣構成をみておこう。同書は天正十一年八月十五日から慶長四年までの演能番附であり、演能者は約二〇〇名に及ぶ。このうち能楽人を除く家臣の出自をみると、(1)室町幕府旧臣、(2)細川家譜代（有吉氏のみ）、(3)青龍寺以来、(4)および(5)の過半を含む)、(2)若狭出身、(4)丹後出身、(5)出自・履歴不明に大別される。まず注目されるのは室町幕府出身者の多さである。表三は細川一門・幕府出身者の演能状態を整理したもの

であるが、幕府衆は場所の提供も含めて演能の主体をなしている。むろんそこには演能という性格も関係しているようだが、基本的には家臣の中核が幕府衆で固められていることを反映するものであろう。次に丹後出身の家臣をみると上原福寿軒・稻富伊賀の他には見当らない。十数人を数える若狭出身者と比べても予想外に少ない。稻富伊賀（祐直・直家）は稻富流砲術の祖として知られ、その出自は弓木城（細川氏入国後の「一色氏居城」）の城領主といわれるが、『綿考輯録』は単に「一色の家人」としている。上原福寿軒は天正十一年十二月二十六日の演能の場所となつた「河守福寿新城」に居城したとみられ、『丹州三家物語』の記す河守城の「国侍上京徳寿軒」と同一人物ではないかとも推測される。細川一門・重臣以外でただ一人支城に配された丹後出身の家臣である。いずれにしても『古来番附』にみる限り家臣構成に占める在地の国人・土豪層の比重はきわめて小さく、福寿軒などは例外的存在である。そこには丹後入国前の口丹後攻略、一色氏討滅を機に進められた奥丹後攻略によって国人・土豪層が攻略され、かつ一色氏討滅後細川氏と国人・土豪層との知行・家臣關係も大幅に整理・削減されることを想定させる。

以上のように、丹後は天正三年に一色氏が信長から「一職」支配を認められたようであるが、同時に明智・細川勢による丹波・丹後攻略も始まるといった複雑な攻略が展開されており、その後数年の動きも判然としない。そして細川氏は一色氏と対峙しつつ同七年以降の一定の在地制圧をふまえて翌八年八月に丹後「国替」を命じられ、信長と一色氏との本知安堵關係を背景に國中「検地」を行つた。「検地」を通して一色・矢野両氏をはじめ国人・土豪層の本領を確定し、「検地」打出分という形で彼らの本領を削減し自らの権力基盤を拡充した。そして信長死後一色氏とこれにつらなる在地勢力を軍事制圧し、細川一門・重臣による支城制をとつて在地情勢に対応しつつ、在地勢力との知行關係を徹底して整理・削減しており、細川家中における「青龍以来」家臣の中核的地位もここに確定するに至る。

幕藩制成立期における大名の権力編成と知行制（一）

今谷明「室町・戦国期の丹後守護と土豪」（同氏『守護領国支配機構の研究』所収）三六七頁。

『改訂信長公記』（桑田忠親校注）一八一・二頁。

『信長公記』は藤孝のことを天正元年七月十六日条以降長（永）岡兵部大輔と記している。

（4）（3）（2）（1）註
〔文書の研究〕下巻、七三二頁）。一色五郎が丹後守護一色氏の系統とどう接続するのかは不明。なお細川氏側記録は一色五郎義有と書いている。

〔改訂信長公記〕一七九頁。

〔縮考輯錄〕一、一二三～一二五頁。

〔改訂信長公記〕二六五頁。

（8）（7）（6）（5）
信長は佐久間盛父子の折檻状（天正八・八・十二）にて「丹波国の日向守が働き、天下の面目をほどこし候」と光秀の丹波平定を礼讃している。

〔兼見卿記〕（史料纂集）一、一一〇頁。

天正八年八月二十二日付藤孝・惟任光秀宛信長黒印状（〔織田信長文書の研究〕下巻、五一六・七頁）。

〔改訂信長公記〕三二〇頁。

永青文庫蔵「青龍寺以来之面々子孫名籍」。

〔織田信長文書の研究〕下巻、五八四頁。

〔右同書〕六二二・五頁。

〔右同書〕六二二・三頁。

〔右同書〕六二三頁。

〔右同書〕六二四・五頁。

〔兼見卿記〕一、二七一頁。

細川氏による「検地」の状況はわずかに宮津近辺の「九世戸門前并波路」分によって確認されるに過ぎない。「検地」の実態については他日を期したい。

〔統群書類從〕合戦部、一五四・五頁。

〔日本城郭大系〕11による。

〔縮考輯錄〕一、一四六頁、〔同上書〕一、三二一頁。

〔縮考輯錄〕二、三二一～四三頁。

〔右同書〕四三頁。

- (25) 『丹州三家物語』(『続詳書類從』合載部) 一六二頁。
- (26) 永青文庫蔵「細川家文書」。
- (27) 「浅野家文書」(大日本古文書) 五四七・八頁。
- (28) 「綿考輯錄」二、五〇頁。
- (29) 「細川家文書」。『能叢研究』第八号に『丹後細川能番組』と題して翻刻されている。
- (30) 「細川家文書」。『能叢研究』第八号に『丹後細川能番組』と題して翻刻されている。